

平成29年9月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成29年9月25日（月） 午後2時より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、脇山亜子委員（教育長職務代理者）、
玉邑恵子委員、草柳栄子委員、瀧本朝光委員、
岩本幹彦教育課長、奥村裕学校教育指導員、大竹建治生涯学習係長
書記：小野真人学校教育係長、片山武丸主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

（1）学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

（2）生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

（1）真鶴町過疎地域自立促進計画(案)について

課 長 まず、本件を協議事項とした経緯として、9月9日と9月11日の二日間で、
過疎地域の住民説明会がありました。その際に配布した資料に基づく説明と、
自立促進計画の素案について説明等を行い、みなさんにご意見をいただきたい
と思います。こちらにも住民からのパブリックコメントなどを行っており、策定

をしている最中ですので、これについて結論を出すというよりも、継続的にご意見をいただきたいと思います。その第一回目ということでご理解ください。

それでは内容を説明いたします。資料の最終ページでA3のものをご覧ください。第1の過疎法と過疎対策についてです。そもそも過疎地域とは、人口の急激な減少により、地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域のことを申します。過疎対策はもともと昭和30年代以降の日本の高度経済成長に伴い、農村や漁村地域からの都市地域に向けての若者を中心とした大きな人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中による過密問題が発生する一方、農村漁村地域では住民の減少による地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたす、いわゆる過疎問題が発生し、その問題解決のため昭和45年に議員立法として、10年間の期限立法として指定された過疎地域緊急対策措置法に始まり、現行の過疎地域自立促進特別措置法まで4度にわたり法律が制定され、過疎対策が進められている状況でございます。現行の過疎地域自立促進特別措置法につきましては、平成12年4月1日から施行され、平成22年3月31日までであった法律の有効期限が11年間延長され、平成32年度末である平成33年3月31日までとなっております。現在の過疎法は過疎地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正という従来からあった目的に対して、美しく風格のある国土の形成という目的を加えて成立しております。

2番の過疎法の仕組みについて説明します。過疎地域の指定につきましては、人口減少要件と財政力要件の2つの要件で判断されます。中段の表に記載のあるとおり、人口要件では①～④のいずれかの要件に該当し、かつ財政力要件を満たした市町村が過疎地域となります。真鶴町につきましては平成29年4月1日の過疎法の改正により要件を満たし、過疎地域に該当となりました。これまでも法律の制定や、改正の度にこれらの要件は変更されています。真鶴町の要件の具体的な数値は後程説明いたします。(2)についてですが、要件の算出基礎となる真鶴町の国勢調査人口や財政力指数を記載してあります。(3)には、過疎法における国、都道府県、市町村のそれぞれの役割が記載されております。国は、過疎対策事業債などの特別措置により過疎地域を支援します。都道府県は方針を作成し、市町村を支援します。町は町計画を作成し、特別措置などを利用しながら自立に向け過疎対策を行うという流れになっています。町計画の経過と今後の流れを説明いたします。平成29年4月1日に過疎地域の指定を受けてから、神奈川県と町計画の作成に向けて調整、協議等を進めています。過疎法では町計画は県方針に基づくと規定されていることから、神奈川県は11月の施行を目途にパブリックコメントなど、県民の意見募集や町との協議を重ねながら、県方針の作成を進めています。また、役場内では係長クラスの職員を対象とした調整会議を月に2～3回程度開催し、協議を重ねています。9月26日から10月15日まで、真鶴町民に対し過疎計画に対する意見募集、パブリックコメントを行い、町がとるべき過疎対策について意見を伺い、それにより必要な対策を全て洗い出し、具体的な実施に結びつけていくこととなります。こ

ちらが自立促進計画の前段部分になります。全町での対策の取組みを示したものにになります。

第2の町計画の概要案について説明させていただきます。町計画については過疎法の第6条に記載されております。町における今後の過疎地域の自立促進のための基本的な方針を示すものです。県が規定する過疎地域自立促進方針に基づき、町議会の議決を経て定めることができるとされておりまして、この町計画に位置付けた事業には、国から自立促進のための支援を受けることができるとされております。なお県方針につきましては、神奈川県が総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の同意により策定し、県方針に基づいて作成した町計画は町議会の議決を経た後、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣へ提出することとなっています。町計画の期間は現行過疎法が改正され、真鶴町が指定された平成29年4月1日から、法律の期限となる平成33年3月31日までの4年間となっております。期限の後どうなるかについては、新たな法律ができるのか、現在の法律が延長されるのかは未定です。現段階では想定できません。続いて指定条件を含めた基本的な事項についてです。真鶴町の面積など指定の要件等を記載しています。表中の1から5がそれぞれの要件の数値です。人口要件1の①である昭和45年から平成27年までの45年間の人口減少率が32%以上であるという要件については、真鶴町は28%で要件にはあてはまりません。②の平成27年度の高齢者比率が、要件では36%に対して、真鶴町は38.73%で該当します。人口要件③の平成27年度の若年者比率は11%以下に対して、真鶴町は10.56%で該当です。人口要件の④、平成2年から平成27年までの25年間の人口減少率は21%以上に対して、真鶴町は23.52%で該当します。更に財政力要件⑤につきましては、平成25年度から平成27年度までの平均財政力指数が0.5以下に対して、真鶴町は0.499で該当し、過疎地域の要件を満たすことになりました。続いて(2)の過疎地域の自立促進の基本的な方針です。この計画では、第4次真鶴町の総合計画、真鶴町人口ビジョンおよび真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略などと既存の計画との整合性を図りつつ、少子高齢化や人口減少など町の人口問題、また真鶴町の過疎地域自立促進のための基本的な方針を目標として掲げ、その課題の解決に向けて取り組むものとしています。現在、町の事業は総合計画に基づき実施しており、その中で総合戦略においては、現在、町が抱える大きな課題の一つである少子高齢化や人口減少を解決するため、地方創生事業として岩ガキの試験飼育や定住を促進するための事業を推進しています。この町計画で位置付ける事業については、既存事業についてだけでなく、これまでの構想段階にあった大規模なものについても実施を検討しております。既存事業について、例えば地方創生事業では、全事業費の内、国からの補助金、町の地方債の発行で実施しまして、税金等を財源に返済しますが、過疎の優遇措置を受けると同じ地方債の発行でも返済額の70%を国の地方交付税で還元されるので、町費の負担を減らすことができます。これは支援策の一番大きなもので、過疎地域自立促進のための過疎債を使える事業ならば使ったほうが町の負担が軽くなるというものでございます。また、地方債返済の7割を還元されるだけでなく、県に事業の代行をお願いすることもでき

ます。このような特別な支援を受けることにより、これまで構想段階にあった事業を実施する可能性の幅が広がるということで、現在検討を行っています。この県の代行事業につきましては、下水道などの公共事業の設備投資や施設整備が当たるものです。教育にはあまり当たりません。町計画では過疎法に定められる項目について方針を定め、町が抱える独自の課題を事業として整理し、町計画に具体的な事業を位置付け取組むものとして、こちらの自立促進計画の素案を作成しております。目次の4つ目、地域の自立促進の基本方針として、9から14ページまでに教育の内容についても記載がありまして、本日の資料には13ページを抜粋しております。教育・地域文化の振興ということで、2本の柱として進めてまいります。それを具体的に説明しているのが、37ページから40ページの地域文化の振興の部分で具体的に説明しています。社会教育と学校教育という形で分けて記載されています。こちらの教育の振興についてですが、内容につきましては現在抱えている課題等の現況と問題点を記載しております。社会教育、学校教育のいずれにしても問題となっているのが、施設の老朽化に伴う施設の更新です。それから社会教育につきましては、様々な生涯学習活動を行っていますが、そういった展開をする中で人材育成や高齢化が進んだことによって、活動自体が休止する、膠着するなどの事態がありますので、その部分の活性化が喫緊の問題となっています。(2)ではその対策ということで、方針が掲げられております。こちらの37ページにはそういった内容が記載されています。38ページ、39ページについては、それぞれの事業計画ということで、詳細についてはまだ検討されていません。大きい柱立てとして、社会教育青少年健全育成事業などに始まり、事業内容となっておりますが、資料の表はまだ大つかみの段階です。学校教育に関しても外国語指導助手事業等今現在取り組んでいる事業です。今年度から取り組んでいるICT教育の整備事業なども入っております。このあたりをさらに詰めていく作業が今後必要です。地域文化の振興等についても同じような形式になっておりまして、問題点と対策ということで、伝統文化を継続していくために必要なものや、旧土屋邸などの老朽化が進んでおり、今後いかに保存、継続していくかというのが問題となっています。それに対する対策については簡単ですが記載しております。事業の部分も文化財の保護、活用や芸術文化活動の振興について粗々の計画が記載しております。こちらに組み込むべき事業等があればということで、パブリックコメントを9月に予定しております。それに先立ち、教育委員の皆様にご説明させていただきました。この場ですぐには難しいと思いますが、日頃からお考えになっている部分で、過疎対策として必要な事業があれば案としていただければと考えています。いずれにせよ、前段部分でご説明したように、県の方針があり、それに合致した事業計画を作り、この両方が揃わないと補助事業の対象にならないということで、その視点で事業を組み立てています。既存の事業で過疎対策の関係にならないものは、基本的に対象にならないということでご承知おきください。

どに関する基本的な部分についてご質問があれば伺います。

委員 過疎対策となるかどうかについて、過疎にあたるものとはどのようなものかが分からないので伺いたと思います。また、町の自立が目標となっていると思いますが、自立とは基本目標や数値目標があるわけではないと思います。数値目標があるとすれば、過疎指定の要件に4つ該当していますが、その要件から外れる状態が自立したということなののでしょうか。

課長 数値目標については、財政力要件と人口減少要件の2つの要件をクリアすれば法的にはクリアしたものと捉えられます。ただ、過疎法と過疎対策に記載のある過疎法の目指す目的の部分に記載のあるように、過疎法は過疎地域の自立促進と美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とし、過疎地域が自立促進を図るための特別措置の根拠法となっています。この前段の一行の部分に合致するものが事業化されるということです。もちろんそれが目的でもあるということでこちらの部分が一番重要なと思います。

委員 最終的にこういう風になったら成功、これでは失敗などの判断はどのようにされるのですか。

課長 判断自体は難しいと思いますが、数字的な部分での脱却がこの法律での適用対象外となる基準ですので最終的な目標だと思います。

教育長 それでは町の自立促進計画の概要について、皆様の御意見を伺います。教育部門についていかがでしょうか。

委員 A3の教育の振興の概要で、学校の魅力化としてICT教育の推進、きめ細かな指導体制の充実、社会教育との連携について記載があり、魅力化として3つ上げているのかと思うのですが、13ページの部分についてもICT教育の記載があります。ここには施設の整備について記載がない事についてと、これは優先順位などを考えて記載がしているのかについて伺いたいです。ここからが意見ですが、ICT教育の推進、きめ細かな指導体制の整備、社会教育との連携となると、おそらくきめ細かな指導体制の充実が最優先で、その次に幼小中一貫教育としてICT教育の推進と捉えています。

課長 まず、A3の概要ですがかなりの部分で割愛されています。具体的には自立促進計画案の内容からご意見いただきたいと思います。ICT教育の推進ときめ細やかな指導体制の充実については、おっしゃるとおりだと思います。きめ細かな指導体制の充実については、TTや学習支援の体制などがあると思いますので、それを具体的に反映していくのが39ページの各事業の部分と捉えていただきたいと思います。A3については粗々の事業計画の内容として町民の皆様にご報告していますので、全事業について説明しているので漏れている部分が

あります。

教 育 長 概要の二つ目、ＩＣＴ教育ときめ細かな指導についてです。ＩＣＴは機器を活用して行うものです。きめ細かな指導体制は主に人の配置についての内容です。以前、非常勤職員の配置基準についてご意見いただきましたが、その基準を事務局の中で検討しています。ＩＣＴ教育の機器ときめ細かな指導体制については並列で捉えていただきたいと思います。２つは同じ内容ということではなく、並列だと考えてください。その後の学校教育と社会教育の連携は、13 ページ以降のどこに具体的に反映されているかが確かにわかりにくく感じます。この部分については、具体的に言うともふさと教育などの内容があたるのですか。

係 長 学校の魅力化と言う部分では、真鶴にある体験を学校と連携しながら行えばおのずと魅力化が図れるのではないかと考えています。特に真鶴の自然を活用する部分について、学校と連携して行うことについての記載だと認識しています。

教 育 長 ふるさと教育や海の学校、磯の観察会などがあたるのですか。

係 長 その部分が当たると思います。

課 長 概要版ではこの記載はありますが、それ以降は全く出てこない記載になります。整合性がない文書で申し訳ございません。

委 員 私が魅力的に感じたのは、13 ページの魅力化の部分の先、さらに小中一貫教育を前提として、校舎等の施設整備についての記載があります。前にお話しした小中一貫教育校のようなものを想像しました。それがここに出てくるのはとても魅力的で、それがここで可能ならば、過疎対策にも繋がるのではないかと思います。

課 長 今ご指摘いただいた部分につきましては、過疎債を使用するということで意図的に記載を行っています。4 年の時限立法ですので、今の段階では現実的には難しいと感じています。しかし位置付けなくては、適用されないので、素案には記載しています。時限立法となっていますが、おそらく継続されると思います。しかし、真鶴町は財政力指数での適用が僅かなので好転すると次回は適用が難しいと思います。ただし、行政の町部局の方の方針次第では、こちらを優先して行うこともできます。今の段階だと過疎対策に位置付ける事業を挙げているだけになります。町では優先順位を付けられていませので、それを今後進めていきます。教育委員会としては優先的な事業だと考えているため、素案に位置付けました。

委 員 そういった経緯があるなら前面に出していただきたいと思います。

委 員 私もそう思います。

課 長 具体化していくことが必要な段階でしたので、そういった段階に留めています。しかし今回ご意見をいただいたということで、承ります。

委 員 4年後にすぐにできるということではないと思いますが、そのつもりで準備するということも大切だと思います。

課 長 建物自体の老朽化が著しいです。コンクリートは耐用年数が50年になりますので、今後は更新の対象になってくると思います。小中一貫校の校舎などは過疎指定のあるなしに関わらず進める必要があると考えています。

教 育 長 委員のご意見で、前面に出すというのはどの部分になりますか。

委 員 魅力化の3点です。ICT教育、きめ細かな教育、幼小中一貫教育としての施設の整備についてが魅力化になるという部分です。具体的にはICTや、きめ細かなものに関しては人の配置だけでなく、クラスの人数を減らして35人学級を20人学級にすることによって、一人一人へのきめ細かな指導体制を作ることが理想かなと思います。そして最後に小中一貫教育校としての施設整備の3本柱をだしていくことで、務めている先生や子どもの保護者からの視点、また移住対象としたときの学校の魅力化に繋がるのではないかと思います。

教 育 長 今回の意見を町計画の概要へ反映できるのですか。

課 長 概要は既に発表しているので、できません。パブリックコメントに出す町の方針を変更することは難しいと思います。今いただいたご意見は教育委員会として検討させていただきますが、パブリックコメントを反映する段階で変更する参考にさせていただきます。

教 育 長 今回の意見を、委員のご意見を反映するという点でよろしいですか。

委 員 過疎の解消に向けてのことになるので、強い意志を持って作っていただきたいです。

教 育 長 社会教育との連携はわかりにくいと感じました。

課 長 前から謳われているので、ここで入れるべきか検討したいと思います。A3のほうは先日の説明会の資料です。町計画に載せることが狙いで、地方債を使う事業として展開することを目的としています。総合計画とはまた別の狙いです。こちらは過疎を解消するために有効な事業についてご意見いただいた方が

良いかと思います。

教 育 長

今まで学校の魅力化については、I C T教育ときめ細かなものが念頭にあり、続いて施設の改修の関係の三つが学校の魅力化に繋がってくると思っていました。同じように文化財や自然を活かしたものを、教育に取り入れるという部分で、イメージとしてはふるさと教育になると思います。確かにふるさと教育は大事だと思いますが、一方で過疎債を適用する事業にはあたらないのではないかという疑問もあります。ここではあえて、魅力化についてはふるさと教育の推進という文言を入れておき、ただ過疎債を使う部分ではふるさと教育には見当たらないのでその記載を無くして3つに絞るという考え方もできると思います。この社会教育との連携、ふるさと教育の充実についてご意見いただきたいと思います。

委 員

概要の資料では、最初に学校教育の魅力化がきていて、その続きに社会教育との連携の記載があり、37 ページの教育の振興では社会教育が先にきています。学校の続きの部分で社会教育との連携、ひいてはふるさと教育の充実と考えるのではなく、概要にもうひとつ項目を作り、社会教育について記載した方がいいと思います。

課 長

計画部分について、37 ページの記載で社会教育が先に来ているのは、13 ページとの整合性をとっており、そのような記載になっています。A 3 の概要での資料と A 4 の町計画の資料の整合性の部分では両者の作成に時間が空いており、整合性をとれていない部分が多くあります。申し訳ございませんが、その部分を考慮してご検討いただきたいです。

教 育 長

整合性の部分を抜きにして、社会教育との連携は魅力化に繋がると感じます。しかし、事業の内容について過疎債が適用されるようなものかどうかという点で疑問です。でも計画に入れておけばそういった場合にも使えるので入れるべきかと思います。

課 長

そうなると問題点の部分でそういった内容を記載し、対策として社会教育の記載を入れれば対応できると思います。それも一つの考え方として、社会教育との連携について記載が必要ではないかというご意見をいただいと捉えてよろしいですか。

教 育 長

お願いします。たとえば、副読本の作成に当たっても、過疎債を上手く使用し、魅力化を進める視点から副読本を改定するなど、上手くできるかもしれません。文言の追加について、検討をしていただきたいと思います。それでは全体についてご意見をいただきたいと思います。

委 員

琴ヶ浜の施設は教育委員会の管轄ではなかったか。

課 長 町所有で総務課が管理しています。

委 員 体験学習などで上手く使えればと思いますが。

課 長 それについては過疎債を使用した事業ということではなく、普段からの内容だと思いますので、昼間の事業でしたら教育員会で使っても差し障りないと思います。しかし、夜間の宿泊等を考えると津波対策など問題もありますので、安全対策を含め考えていきたいと思います。先ほど教育長から言われた副読本についても 38 ページで事業として位置付けていますのでご確認ください。

教 育 長 他によろしいですか。それでは協議事項(1) 真鶴町過疎地域自立促進計画(案)についてはご意見いただき、できるかぎり反映させていくということで、大きく二つのご意見について検討して参ります。

(2) 真鶴町立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

課 長 真鶴町立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。資料 2 の新旧対照表をご覧ください。まず、国の幼児教育無償化の段階的取組みに伴い、低所得世帯及び一人親世帯等の多子世帯の経済的負担軽減を図るため、子ども子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴っての改正となります。旧の方の下線部が改正箇所です。第 1 階層及び第 2 階層を除き、市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯では月額保育料が 7,100 円となっていた部分が、改正後では第 3 階層を二つに分け、同基準でひとり親世帯等は 3,000 円、その他の世帯では 7,100 円として負担軽減が図られております。なお、備考欄の 8 について追加があり、市町村民税所得割課税額が非課税の世帯のその他の世帯にあっては、この表に定める額の第 2 子以降は無料とするとして、負担軽減を図るものであります。以上です。

教 育 長 ご質問、ご意見があればお願いします。

委 員 幼稚園の保育料についての改正だと思いますが、町内の保育園の保育料の金額はいくらになりますか。

係 長 資料は用意していませんが、生活保護世帯は同様だと思います。保育園は階層も 4 階層までではなく、条件に併せて細かく分かれています。保育時間や給食の有無など内容も違い、幼稚園とは全く別のものになっています。そちらとの単純な比較はできません。

委 員 金額の比較ではなく、状況を伺いたいです。

- 係 長 最低額という点では、生活保護世帯は同様となるので、0円だと思います。しかしはっきりとしたお答えはできません。
- 課 長 私の手元の資料で、保育認定の子どものものがあります。こちらで見ますと市町村民税の非課税世帯で年間260万円までの収入がある世帯では、利用者負担の最低額だけで見ますと、保育時間が短時間で6,000円となっています。
- 係 長 これは国の上限基準額です。真鶴町のものはまた異なります。
- 課 長 認定の仕方も異なります。幼稚園は1号認定ですが、保育園では2号認定や3号認定といった区分もあります。2号認定が満3歳以上、3号認定が満3歳未満ということで、同じ市町村民税の非課税世帯で年間260万円までの収入がある世帯であっても3歳未満は9,000円、第2子以降は無料となっています。準じて、収入が多くなる方については高くなっていきます。
- 教 育 長 他にご質問などはよろしいですか。それでは真鶴町立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてお認め頂ける方は挙手をお願いします。
- 全委員 (全員挙手)
- 教 育 長 全員賛成です。

(3) 平成29年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について

- 課 長 資料4です。平成29年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者についてです。こちらは10月8日に開催されます、町民運動会の折に例年表彰しているものでございます。この度、個人用の推薦書が体育協会から提出されました。推薦の事由は第16回全国シニア(50歳以上)サッカー大会で準優勝されたものです。続きについているのが、タウンニュース小田原版6月24日号です。こちらは全国大会の前のニュース記事です。3ページで大会概要と結果について示しております。冒頭より、第16回全国シニア(50歳以上)サッカー大会関東予選会優勝の結果をもって全国大会への切符を手に入れました。全国大会では関東第1代表として選出されます。その大会において準優勝という成績をおさめられました。こちらの第16回全国シニア(50歳以上)サッカー大会の概要につきましては、日時が平成29年6月24日から同じく26日までです。会場は大阪府堺市J-GREEN堺です。主催は公益財団法人日本サッカー協会、主管は一般社団法人大阪府サッカー協会です。参加チームなどは下段のとおり、2017年度参加枠に記載のあるとおり16チームとなります。5ページには要綱を添付しております。個人表彰の第3条第1項の第1号です。国際的または全国的規模で開催される大会に参加して、8位以上の成績をおさめたものとなっており、こちらに該当するということで、このたび表彰候補者となりました。町民運動会の席で表彰

を行いたいと考えております。以上です。

教 育 長 質問等はよろしいですか。それでは表彰するものとして賛成いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

教 育 長 全員賛成です。以上をもちまして協議事項は全てとなります。報告事項に入ります。

報告事項
施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教 育 長 以上をもちまして9月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。